

第72回全国植樹祭シンボルマークおよびロゴマークの使用に関する規程

令和4年7月1日策定

(趣旨)

第1条 この規程は、「第72回全国植樹祭シンボルマークおよびロゴマーク」(以下「シンボルマーク等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてシンボルマーク等は、別記に掲げる図柄(モノクロを含む)をいう。

(シンボルマーク等に関する権利)

第3条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、滋賀県に属する。

(使用の申請)

第4条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、滋賀県、滋賀県内各市町、公益社団法人国土緑化推進機構、公益財団法人滋賀県緑化推進会および滋賀県内各市町緑化推進委員会が主催もしくは共催で実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ滋賀県知事(以下、「知事」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料(法人登記の写し等)
- (2) シンボルマーク等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用の許諾)

第5条 知事は、前条の使用申請があった場合は、第6条各号に照らして適当であると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をするものとする。この場合において、知事が必要と認める場合には、シンボルマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 知事は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(別記様式第3号)を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書(別記様式第5号)を申請者へ送付するものとする。

(使用許諾の制限)

第6条 シンボルマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、知事は許諾しないものとする。

- (1) シンボルマーク等を立体として表現したもの
- (2) 法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 滋賀県または第72回全国植樹祭の信用または品位を害するものと認められる場合

- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合およびこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) シンボルマーク等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) シンボルマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) シンボルマーク等の著しい変形その他シンボルマーク等の使用方法が適当でないと認められる場合
- (10) シンボルマーク等の使用の申請をした者が下記の項目に該当する場合
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（法第2条第6号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (11) その他、シンボルマーク等の使用が適当でないと認められる場合

（使用許諾の期間）

第7条 シンボルマーク等の使用許諾の期間は、第5条第1項または第2項の規定により使用許諾書に記載された期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きシンボルマーク等を使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 シンボルマーク等の使用は、無料とする。

（地位の承継）

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第10条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

(4) シンボルマーク等を用いた宣伝、広告または商品等の使用に際して、その広告、商品、包装等に「滋森政許諾第〇〇号」と必ず明記すること。

(許諾内容の変更等)

第11条 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾(前条の追加または変更の許諾があったときは、その追加または変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの規程に違反した場合

(2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他シンボルマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、使用者にシンボルマーク等の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマーク等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について滋賀県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 滋賀県は、この規程による使用許諾の申請に要した費用および使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 滋賀県は、シンボルマーク等の使用を許諾したこと、不許諾したことまたは取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、シンボルマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、滋賀県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、シンボルマーク等の使用に際して故意または過失により滋賀県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を滋賀県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 知事は、シンボルマーク等の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課が行う。

(表現マニュアル)

第18条 シンボルマーク等の表現方法に関し必要な事項は、『第72回全国植樹祭しが2022「シンボルマーク等」表現マニュアル』に定める。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年7月1日から適用する。